

大阪女学院大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪女学院大学学則第2条の3第2項に基づき、大阪女学院大学大学院（以下「本大学院」という。）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本大学院は、学校法人大阪女学院の建学の精神に基づき、高度な専門的学術の理論及び応用を教授研究し、その研究及び応用に関する深奥を究めて、「21世紀国際共生研究科」においては、21世紀人類社会の共生と平和に寄与すること及び様々な現実的状況に対する高度の専門性と対応能力が求められる役割を担う卓越した能力を培うことを目的とする。

(課程、修業年限等)

第3条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程において主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で教育研究上の必要があるときは、学長は研究科教授会の意見を聴き修業年限を1年にする。

(自己点検及び評価等)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学院設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すると共に、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(課程の目的)

第5条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、大学教員、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及

びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(在学期間)

第6条 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第3条第3項に定める博士前期課程の在学期間は、2年を超えることができない。

2 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学期間を通算して、前項の年数を超えることができない。

3 第1項及び第2項の規程に関わらず、第9条に定める長期履修生の在学期間については、別に定める。

(研究科及び専攻)

第7条 本大学院に21世紀国際共生研究科平和・人権システム専攻を置く。

(収容定員)

第8条 収容定員は、次の表のとおりとする。

[博士課程]

研究科	専攻	前期課程		後期課程		合計 収容 定員
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	
21世紀国際共生研究科	平和・人権システム専攻	10	20	4	12	32
合 計		10	20	4	12	32

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条 職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて履修し修了する制度（以下「長期履修制度」という。）の適用を希望する旨を申し出たときは、学長は研究科教授会の意見を聴きその計画的な履修を認める。

第2章 研究指導、授業科目及び履修方法

(研究指導)

第10条 学生は、学位論文の作成その他研究一般について指導（以下「研究指導」という。）を受けなければならない。

(研究指導、授業科目及び履修方法)

第11条 研究指導の内容並びに授業科目の内容及び単位数並びにこれらの履修方法は、研究科規則で定める。

(休業日)

第12条 研究科において教育上特別の事情があると認めるときは、研究科規則の定めるところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行う。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

第14条 (削除)

(単位の認定)

第15条 単位修得の認定は、試験又は研究報告等により行う。

(成績評価)

第16条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、F(59点以下)の4段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はPと表示する。

2 前項の成績評価による学業結果のうち、修了に必要な単位として算入することができる授業科目(Pの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。)の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値(Grade Point Average 以下「GPA」という。)を用いる。

3 GPAは次の方法で算出する。

$$\Sigma((TS-50)/10 \times \text{単位数}) / \text{総単位数} \quad (\text{※ TS: 各科目の評点<100点満点>})$$

4 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の判定は、合格、不合格の2種類とする。

(他大学院又は外国の大学の大学院における履修等)

第17条 教育上有益であると認めるときは、学長は研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院又は外国の大学の大学院(制度上これに相当するものも含む。以下「外国の大学院」という。)の授業科目を学生が履修することを認める。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位数は、第19条又は第20条に規定する単位として、10単位を超えない範囲で、研究科規則の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

3 教育上有益であると認めるときは、学長は研究科教授会の意見を聴き、他大学の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。以下「他大学の大学院等」という。)と協議の上、学生が当該他大学の大学院等において必要な研究指導を受けることを認める。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第18条** 教育上有益であると認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 前項により修得したものとみなす単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えない範囲で、研究科規則の定めるところにより、第19条又は第20条に規定する単位として算入する。

第3章 課程の修了及び学位の授与

（博士前期課程の修了要件）

- 第19条** 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（1年制コースにあつては1年）以上在学し、本大学院が指定する科目区分に従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士前期課程の目的に応じて適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える。この場合、前項の規定に関わらず、学長は研究科教授会の意見を聴き、修了要件のうち修得すべき単位を、30を超える数の単位とすることができる。

（博士後期課程の修了要件）

- 第20条** 博士後期課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、本大学院が指定する科目区分に従って20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 第1項の規定に関わらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、3年以上在学し、研究科規則に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、大学院に2年以上在学すれば足りるものとする。

（修了の時期）

- 第21条** 修了の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに第19条又は前条に規定する修了要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

(学位の授与)

第22条 学長は、研究科教授会の意見を聴き博士前期課程を修了したと認める者に、修士の学位を授与する。博士の課程を修了したと認める者に、博士の学位を授与する。

2 学長は、前項に定めるもののほか、博士課程を修了しないものについても、学位論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ、その関係専門分野に関し本大学院の博士課程を修了したものと同等以上の学力学識を有すると確認する場合には、研究科教授会の意見を聴き博士の学位を授与することができる。

(学位論文等の審査、最終試験等)

第23条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査、最終試験その他学位に関し必要な事項は、学位規則の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第24条 学年、学期及び休業日は、大阪女学院大学学則第4条及び第5条並びに第6条を準用する。

2 教育上特別の必要がある場合には、前項の休業日に授業又は研究指導を行うことができる。

第5章 入学、休学、復学、留学、転学、退学、再入学及び除籍

(入学時期)

第25条 入学の時期は、学年の始め、あるいは9月とする。

(博士前期課程の入学資格)

第26条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣

が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと学長が認めた者
(博士後期課程の入学資格)

第27条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 研究科において個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達した者
(入学志願の手続)

第28条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、定められた期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第29条 入学を志願した者に対しては、選考の上入学を許可する。選考の方法は研究科教授会の意見を聴き学長が定める。

(入学手続)

第30条 入学を許可された者の取るべき手続については、大学学則第11条の規定を準用する。

(休学)

第31条 病気その他の理由により、欠席が長期にわたるため休学しようとする者は、所定の休学願を保証人連署の上、提出し、学長の許可を得なければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の復学願を保証人連署の上、

提出し、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第33条 第17条1項の規定に基づき外国の大学院で学修することを希望する者は、留学することができる。

2 前項による留学期間は、第19条及び第20条の適用については在学期間に算入し、第6条の適用については在学期間に算入しない。

3 その他留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第34条 他大学の大学院から転入学を志願する者については、欠員のある場合に限る、選考の上、学長が許可する。

2 本大学院の学生で、他大学の大学院に転学しようとする者は、保証人連署の上で願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 病気その他の理由により、退学をしようとする者は、所定の退学願を保証人連署の上提出し、学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

第36条 本大学院を願いにより退学した者又は除籍になった者が、再入学を志願するときは、研究科教授会の意見を聴き学長が許可する。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する場合は、研究科教授会の意見を聴き学長がこれを除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の納付金を滞納し、催告してもこれに応じない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付金)

第38条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表(1)のとおりとする。

2 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期に納入すべき授業料等の納付金の額を減額する。

3 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の額を減額する。

4 退学する場合には、退学する日の属する学期について納入すべき授業料等の納付金を納入しなければならない。

5 納付金の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。

- 6 納入した納付金は、原則として返還しない。

第7章 賞罰

第39条 賞罰については、大学学則第10章の規定を準用する。

第8章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第40条 学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 本大学院に研究科長を置くことができる。研究科長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(授業及び研究指導担当)

第40条の二 本大学院における授業（研究指導補助を含む。）及び研究指導は、次の各号に掲げる院担当資格を有する基幹教員が担当する。ただし、研究科が必要と認めるときは、基幹以外の教員を授業担当に充てることができる。

- 2 基幹教員の大学院担当資格は、次の各号に定める教員のうちから、研究科の定める基準により発令するものとする。

(1) 博士前期課程

ア 授業担当は、教授、准教授及び講師とする。

イ 研究指導担当は、教授及び准教授とし、講師については、特に優れた業績等を有する等特段の事情がある場合を除き、発令しない。

(2) 博士後期課程

ア 授業担当は、教授及び准教授とする。

イ 研究指導担当は、教授とする。ただし、特に優れた業績等を有する場合には、准教授を含めることができる。

- 3 大阪女学院大学大学院の教員の任用は、大学任期制教員規程による。

(研究科教授会の設置)

第41条 研究科に研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、学長、副学長、研究科所属の基幹教員及び学長が指名するその他の職員をもって構成する。また、学長は、議事に必要な役員、教員及び職員を教授会に陪席させることができる。

- 3 前項の定めにかかわらず、教学及び研究に専従する契約をもって雇用する基幹教員は構成員とはしない。

- 4 別に定める教授会規程により、教授会の成員のうちの一部の者をもって構成する専門委員会等を組織することができる。

- 5 研究科教授会は、次の事項を審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

- 6 前項に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くものは学長が定める。

第9章 研究指導施設

(研究指導施設)

第42条 本大学院に学生共同研究室、演習室を置く。

- 2 本学の施設は必要に応じ、学生の研究及び指導のために使用することができる。

第10章 厚生保健施設

第43条 本大学院の学生は、大学学則に掲げる厚生保健施設を使用することができる。

第11章 科目等履修生，研究生，特別聴講生，外国人留学生

(科目等履修生，研究生)

第44条 科目等履修生，研究生に関しては、学長が定める。

(特別聴講生)

第45条 本大学院と他大学の大学院との協定に基づき、当該他大学の大学院の学生が本大学院において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときの許可については学長が定める。

(外国人留学生)

第46条 外国人で、大学院で教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学（科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるとき、学長は選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学院との協定（大学間の協定において、大学院への入学を認める場合を含む。）に基づき、本大学院に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可する。

(納付金)

第47条 科目等履修生の納付金は別表(2)に定めるとおりとする。

- 2 前項及び外国人留学生の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。
- 3 特別聴講生の聴講料は、第45条に規定する協定による。
- 4 納入した納付金は、原則として返還しない。

(改廃)

第48条 この学則の改廃は、大学運営会議及び学院運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 4 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 5 この学則は、2024年4月1日から施行する。
- 6 この学則は、2024年6月1日から施行する。
- 7 この学則は、2024年10月1日から施行する。

別表(1)

〔博士前期課程（修士課程）〕

研究科	21 世紀国際共生
入学検定料	30,000 円
入学金	200,000 円
授業料（年額）	750,000 円

〔博士後期課程〕

研究科	21 世紀国際共生
入学検定料	30,000 円
入学金	200,000 円
授業料（年額）	750,000 円

別表（2）

〔科目等履修生〕

研究科	21 世紀国際共生
入学検定料	30,000 円
登録料	100,000 円
履修料（1 単位につき）	25,000 円